

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	只今より、第250回総会を開会いたします。 本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしております。 続きまして、本日の議事録署名人には久米地区の戒能豊和委員と久谷地区の藤岡正勝委員の御二人にお願いいたします。 また、地元説明のため、興居島地区の山岡勝利推進委員と立岩地区の二宮正志推進委員に御出席を願っています。 よろしくお願いいたします。 本日は、御手元に配布されております議案書のとおり、第1号から第9号までの9件の議案を提出されております。よろしくお願いいたします。 それでは、議案第1号から第3号までを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
伊賀上大輔次長	はい、それでは、議案第1号と議案第2号を御報告いたします。 令和6年5月26日から令和6年6月25日までに専決処理した案件は4条届出が10件、5条届出が13件で届出内容は議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案第3号ですが、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 議案書5ページの2番の、賃借人の住所が清水町3丁目となっておりますが、正しくは愛媛県の西条市でございますので訂正をお願いいたします。 それでは、御報告いたします。 1番、本件は残存小作でございます。 本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 2番、本件は残存小作でございます。

	本件は賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 本件について御異議等ございませんか。
和田淳一委員	内容についてではないのですが、1ページの下から2行目と2ページの一番上、登記地目が「その他」になっていますけど、登記地目が「その他」はないのではないかと思いますけど……。
山岡美明副主幹	はい、御指摘のとおり、「その他」はないですけども、確か水道用地か何かとなっております、うちのシステム上ですね、水道用地はあまり出てこないもので、システム上入らなくて、入らないものについては「その他」というようなことになっております。すみません、本当でしたら、水道用地とか細かく入れた方が良いでしょうけど、システム上、ちょっと入らない特殊なものが出たときは、こういう「その他」という出方をしますので、よろしくお願いします。
和田淳一委員	許可書は訂正して交付するということになるのですか。受理書は……。
山岡美明副主幹	受理書についても、「その他」で出しております。そこのあたりは、書士の先生の方ともお話をさせて頂いて、オーケーということで出させて頂いております。
寺井克之会長	よろしいですか。

和田淳一委員	はい。
寺井克之会長	それでは、本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第４号、「農地法第３条許可申請」についてを議題とします。 事務局の説明を求めます。
伊賀上大輔次長	はい、御手元に審査基準１号から６号までを整理した農地法第３条調査票がございますので、あわせて御覧ください。それでは、御説明いたします。 まず、本総会で御審議いただく新規農業の案件５件を、一括にて御説明いたします。 ６、７ページの３番、７、８ページの５番、９ページの６番、７番、１０ページの１５番の譲受人は新規農業者でございます。 この度、申請地を取得及び、借受け、新たに農業経営を始めたいとしております。 なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 １番、譲受人は、農地約６６アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 ２番、譲受人は、農地約２０アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を贈与により取得し、農業に精進するものでございます。 ４番、譲受人は、農地約１０５アールを耕作する農家でございます。 この度、小作地解放により申請地を取得し、農業に精進するものでございます。 ８番、譲受人は、農地約１アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

	9 番、譲受人は、農地約 52 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を借受け、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 10 番、譲受人は、農地約 58 アールを耕作する農家でございます。 この度、耕作便利な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 11 番、譲受人は、農地約 69 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 12 番、譲受人は、農地約 223 アールを耕作する農地所有適格法人でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 13 番、譲受人は、農地約 189 アールを耕作する農家でございます。 この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。 14 番、本件は申請人の申し出により本人保留といたします。 以上でございます。
寺 井 克 之 会 長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 新規農業の案件は 5 件で、3 番、5 番、6 番、7 番、15 番であります。 3 番は所在地が久谷地区でありますので、藤岡委員から説明をお願いします。
藤 岡 正 勝 委 員	それでは、御説明いたします。 先ほど事務局からの説明がありましたとおり、譲受人は、解除条件付の賃貸借契約により、この度、久谷地区にて、農地を借受け、ミシマサイコを生産し新規就農を行いたいと申請に至ったものであります。 地区審査において、事業内容や営農体制を確認いたしましたところ、真剣に農業に取り組む姿勢が感じられました。地域の取り決めに遵守するとのことでもありましたので、地元としては了承いたしました。 なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺 井 克 之 会 長	ありがとうございます。 続きまして、5 番、6 番、7 番は所在地が興居島地区でありますので、山岡勝利

山岡勝利推進委員	推進委員から説明をお願いします。 それでは御説明いたします。 先ほど事務局から説明がありました5番の案件について、申請人は久枝地区にお住まいで、この度、父親が所有する申請地を贈与により譲受け、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほど、よろしくお願いいたします。 6、7番は、譲受人が同一のため、あわせて説明いたします。 申請人は野忽那に住所を置いておりますが、数年前から三津地区にお住まいで、この度、興居島地区の農地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、地区審査においても真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 続きまして、15番は所在地が東中島地区でありますので、松村委員からお願いします。
松村博信委員	はい、それでは御説明いたします。 先ほど、事務局から説明がありましたとおり、本件譲受人は東中島地区の農地を譲受けて、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、農業に対する意欲も充分に見受けられましたので、これを了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第5号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。事務局から説明をいたします。
山岡美明副主幹	はい、それでは、御説明説明いたします。 1番、本件受人は、申請地近隣の事業所で業務に従事するものです。今後、長期間にわたり安定した収入を確保するため、申請地を譲受け、貸露天駐車場として転用したいと申請に及んだものです。既に半数を超える39台の予約を近隣の事業者や住民からもらっています。 本申請地の農地区分は、伊予鉄道鷹子駅から、おおむね500メートル以内に位置することから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。 2番、本件受人は、介護サービス等を提供する法人です。この度、地域における高齢者が健全で安らかな生活を送るため、有料老人ホームを建築したいと申請に及んだものです。 本申請地の農地区分は、住宅・事業所等が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断されます。 また、申請面積が1,000平方メートル以上の案件ですので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いします。 以上でございます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いします。 1番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が久米地区であります

戒能豊和委員	ので、戒能豊和委員からお願いします。 先ほど事務局から説明がありましたとおり、譲受人は、今回申請地に隣接する事業所で従事しており、この度、事業所従業員や近隣事業者などから駐車場が足りないことを聞き、譲渡人に相談したところ所有権移転の話がまとまったものです。また、譲受人は駐車場を運営することで安定的な収入が見込めることから、この度、転用申請に至ったもので、地元土地改良区とも協議済みであり、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 次に2番の案件は、1,000平方メートルを超える案件で所在地が余土地区でありますので、池田功委員からお願いします。
池田功委員	はい、それでは地元説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたとおり、申請人は、通所介護施設の経営などを行う法人です。この度、申請地近くの医療機関と連携し、有料老人ホームを建築したいと申請に及んだものです。隣接する農地への配慮も行われているなど、転用によって生じる被害の防除措置も十分行うということから、地元としては了承いたしました。 なお、本総会での御審議をよろしくお願いいたします。
寺井克之会長	ありがとうございます。 事務局並びに地元説明が終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

寺井克之会長	それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 なお、この案件につきましては、県許可分であります。 直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。 次に、議案第6号、「令和6年度第4号農用地利用集積計画」についてを議題とします。 御審議をいただく前に、お願いがございます。 本日、御出席いただいております委員が譲受人の案件がございます。 法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、着席のままで結構ですので、退席をされたということで、議事に参加されないようお願いいたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
越智徹主査	本日の議案について御説明させていただきます前に、訂正をお願いいたします。 12ページから14ページまでの件名が「令和6年度第1号農用地利用集積計画」と記載しておりますが、正しくは、「令和6年度第4号農用地利用集積計画」となります。申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。 それでは、御説明をさせていただきます。 本日の案件19件の内、使用貸借権の設定は19筆、賃借権が8筆、所有権移転が28筆で、設定総面積は43,906平方メートルです。 その内訳は、新規が14筆、更新が7筆、再設定が6筆、売買が11筆、贈与17筆となっております。 利用権設定について、設定欄が「更新」または「再設定」となっているものは、これまでも利用権を設定していたものになりますので、「新規」のみ説明させていただきます。 13ページ番号4の譲受人は、約154アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 13ページ番号6及び番号7、14ページ番号8の譲受人は、約482アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 同14ページ番号9の譲受人は、約212アールを耕作する農業者で、新たに賃貸借

寺井克之会長	権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 14 ページの番号 10 の譲受人は、約 60 アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。 15 ページからは所有権移転になりますので譲受人単位で説明をさせていただきます。 番号 11 の譲受人は、約 117 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 12 番号及び番号 13 の譲受人は、約 154 アールを耕作する農業生産法人で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 14 の譲受人は、約 108 アールを耕作する農業者で、田を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 15 の譲受人は、約 32 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 16 の譲受人は、約 47 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 17 の譲受人は、約 68 アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 18 の譲受人は、約 200 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 番号 19 の譲受人は、約 853 アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。 以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 なお、松山市の公告日は、令和 6 年 7 月 17 日となっております。 以上でございます。 御審議のほどよろしくお願いします。 以上で説明が終わりました。 本件について御異議等ありませんか。
---------------	---

寺井克之会長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。 事務局が説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。 農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。これは税務署の制度ではありますが、農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第1項等3号の所掌事務により、猶予を受けようとする者が適格性を有するかどうかを判断し「適格者である旨の証明書」の交付を行うこととなっていますことから、本日の案件といたしております。 なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。 番号1及び番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。 以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 本件について御異議等ございませんか。

	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に、議案第8号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」についてを議題といたします。 事務局から説明いたします。
伊賀上大輔次長	はい、それでは御報告いたします。 令和6年5月26日から、令和6年6月25日までに、専決処理した案件は25件で、届出内容は、議案記載のとおりでございます。 これらの届出につきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。 以上でございます。
寺井克之会長	以上で説明は終わりました。 本件について御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。 次に議案第9号、「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断について」を議題といたします。 事務局から説明をいたします。
越智徹主査	それでは、御説明いたします。

	本日御審議をいただく案件は、立岩地区の案件でございます。 私から状況を御説明させていただいた後、対象地の管轄の委員から補足説明をいただきまして、議案書に記載している対象地が農地に該当するか否かについての御審議をお願いいたします。 令和6年6月11日に土地所有者から農業委員会事務局に対して、非農地の判断を依頼してきたものです。 対象地については、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査による、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断が必要であることから、本日御審議いただくことになりました。 御手元に現地の状況を取りまとめた資料をお配りしていますので、御覧ください。 現地調査については、申請人から事前相談があった段階で、令和6年6月7日に所在地である立岩地区の二宮正志推進委員と浅海地区の原田裕三委員、正岡地区の徳永茂行推進委員、徳永保王推進委員に事務局職員も同行し実施いたしました。 2～5ページは、対象地を記載した地図の位置図になります 6～8ページは、登記簿の写しでございます。 9～11ページは、公図の写しでございます。 12～16ページは、対象地を撮影した写真となります。 説明は以上です。 御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
寺井克之会長	それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。 所在地が立岩地区でありますので、二宮推進委員からお願いします。
二宮正志推進委員	それでは、御説明いたします。 令和6年6月7日に、私と浅海の原田裕三委員、正岡の徳永茂行推進委員、徳永保王推進委員及び事務局職員で現地調査を行いました。申請地は立岩地区で、儀式乙77番、儀式乙153番、儀式乙162番6です。元々は、柑橘を栽培していた樹園地でしたが、急傾斜で面積が広い一方、園地内は農機具や自動車が入るように整備されておらず、所有者がケガをして体調不良となった約30年前から労働不足等により

寺井克之会長	荒廃化が進み、現在は雑木等が繁茂して山林と一体化している状態でした。 そのため、農地として復元するには、極めて困難であると考えられることから、農地性はないと判断いたしました。 御審議のほど、よろしくお願いします。 事務局並びに地元委員の説明が終わりました。 本件については、全て「非農地」という判断で御異議等ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
寺井克之会長	本件異議なしと認め、関係先等へ判断結果を通知いたします。 以上で、本日の提出案件9件は、全て終了いたしました。 次に事務局から、何か連絡ございませんでしょうか。
越智徹主査	事務局から連絡事項がございます。 まず、利用状況調査についてのご願いでございます。 今年度も昨年と同じように、8月から10月までの予定で、利用状況調査の実施を予定しております。実際の調査日時については、また、担当事務局員から各委員に別途事前調整させていただきますので、委員の皆様におきましては、農繁期にあたり、お忙しい中かとは思いますが、御同行、御確認いただきますようお願いいたします。 次に5月27日の総会の際に御案内させていただいた目標地図の作成に当たっての農業者等の利用意向を把握するためのアンケートを、現在、対象者に送付しておりますのでお知らせいたします。このアンケートの締切りは8月30日としております。また、回答方法については同封している返信用封筒による郵送、または、各JAの窓口に提出する、またはインターネットによる回答といった形を用意しております。委員の皆様につきましては、もし、今後、アンケートをまだ出していない

	方がおられましたら、回答を促すようお願いできたらと思います。 アンケートの今後のスケジュールなのですが、アンケートを回収後、地区単位で協議の場を設けていく予定です。すでに由良地区では協議の方も行いました。今後は、各地区でも協議を設けていきますので、その際には、委員の方々も御参加いただければと思います。協議を行う際には、改めてホームページ等で広報するとともに、必要に応じて連絡もさせていただきますので、御出席、御参加の方をお願いいたします。 次に、愛媛県より、農業用施設等に係るアンケート調査の方が来ております。委員の方に配布させていただいております。次回の総会の際に御提出いただければと思いますので、御手数をおかけしますが、よろしくお願いいたします。 最後に、次回の総会の日程についてです。 通常総会となります第 251 回総会については、8 月 9 日金曜日午前 10 時 30 分から、こちらの会議室で開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。 以上で長くなりましたが、連絡事項は以上です。
寺井克之会長	以上をもちまして、第 250 回総会を閉会します。 ありがとうございました。
渡部純三局長	御起立願います。礼。ありがとうございました。

午前 11 時 00 分閉会

議事の正確を期するため署名する。

令和6年7月10日

会 長 _____

議事録署名人 _____

議事録署名人 _____